

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日(令和4年9月30日)時点で魚津市にお住まいで、



- 世帯のすべての方が住民税（均等割）非課税である場合
世帯主様あてに、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。

確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返信してください**。

- 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合
給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、魚津市へご提出ください。

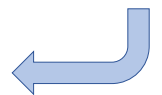
II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当^{※1}となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料とともに、魚津市へご提出ください。

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



申請書のダウンロードはこちらから



※1 住民税非課税となる月額給与収入の目安（例）は下記のとおりです。

単身世帯	2人世帯 (内1人扶養の場合)	3人世帯 (内2人扶養の場合)
7.75万円以下	11.4万円以下	14.0万円以下

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



お問い合わせ先

魚津市社会福祉課 臨時給付金窓口
魚津市釈迦堂1丁目10番1号
受付時間 平日9:00～17:00
TEL 0765-22-3273・0765-23-1077